

景観計画区域内における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」への適合確認書

申 請 者 住 所（所在地） 〒

氏名、名称及び代 表 者

電話番号

景観法第8条第2項第4号イに基づき熊本市景観計画第5章に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」についての適合状況は下記の通りです。

記

1.対象行為 ※「行為の種別」と「対象規模」の該当する箇所に☑を入れてください。

行為の種別	対象規模
□大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1 事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で 5 ㎡、又は許可地域で 10 ㎡を超える屋外広告物で次のいずれかに該当するもの
	□建植広告で高さが 12mを超えるもの又は 1 面の表示面積が 15 ㎡を超えるもの
	□建築物に付随するもので建築物の軒の高さから 5mを超えるもの又は 1 面の表示面積が 15 ㎡を超えるもの
	□高さが 12mを超える建築物に付随するもの

→「2」へ進む

行為の種別	対象規模
□特定施設届出地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	自家用広告物を除く屋外広告物で、 □1 事業所等につき表示面積の合計が 5 ㎡を超えるもの(禁止地域) □1 事業所等につき表示面積の合計が 10 ㎡を超えるもの(許可地域)

→「10」へ進む

行為の種別	対象規模
□熊本空港周辺景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	自家用広告物を除く屋外広告物で、 □1 事業所等につき表示面積の合計が 5 ㎡を超えるもの(禁止地域) □1 事業所等につき表示面積の合計が 10 ㎡を超えるもの(許可地域)

→「11」へ進む

2. 大規模屋外広告物の景観形成基準(市全域)

※重点地域を含む市全域(特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区は含まない。)

制限の内容		具体的な計画及び配慮すること
基 本 事 項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。	☐ 掲出位置に配慮する。 ☐ 掲出規模を小さくする。 ☐ 掲出位置や規模、意匠や色彩をガイドラインに沿ったものになっている。
位 置	・遠景の山々や景観資源に対する道路(又は特別の視点場)からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。	☐ 道路境界から「 」m 後退する。 ☐ 高さを「 」m にする。 ☐ その他()
	・まち並みの一員として参加し、周辺のまち並みから突出しないように努めること。	☐ 周辺のまち並みから突出させない。 ☐ その他()
	・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。	☐ 建物の前面に突き出させない。 ☐ 建物とのバランスに配慮する。 ☐ その他()
表 示 面 積	・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。	☐ 掲出ししない。 ☐ 掲出を少なくする。 ☐ その他()
	・可能な限り総量をおさえるように努めること。	☐ 総量を「 」㎡にする。 ☐ その他()
	・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。	☐ 大きさをそろえる。 ☐ 集合化する。 ☐ その他()
意 匠	・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。	☐ 記号を用いて文字数を減らす。 ☐ マークを用いて文字数を減らす。 ☐ その他()
	・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。	☐ 自然景観に配慮する。 ☐ その他()
色 彩	・建物や周辺の色彩との調和を図ること。	☐ 周囲との調和を図る。 ☐ その他()
	・熊本市景観計画第3章を参照し、基調色は禁止色を使用せず推奨色を使用するよう努めること。	☐ 基調色に、禁止色を使用しない。 ☐ 推奨色を使用する。 ☐ その他()
	・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するように努めること。	☐ 背景の樹木(緑)に馴染む色にする。 ☐ その他()
	・配色数は、可能な限り少なくするように努めること。	☐ 配色数を少なくし、「 」色にする。 ☐ その他()
	・ネオンサインやデジタルサイネージ等発光を伴うものは、周囲の夜景との調和を図ること。 特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。	☐ 夜「 」時以降は、点灯しない。 ☐ 住宅地での夜間点灯はしない。 ☐ その他()

材 料	・周辺と調和した素材を用いるように努めること。	☐ 周辺と調和した素材を使用する。 ☐ その他()
そ の 他	・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。	☐ 塗装の補修をおこなう。 ☐ 定期的に点検を行う。 ☐ 耐久性のある素材を使用する。 ☐ その他()
	・不用な看板を放置しないように努めること。	☐ 不用な看板を放置しない。 ☐ その他()

→「3」へ進む

3. 行為の場所 ※該当する地域に☐箇所にチェックを入れてください。

☐ 重点地域			
☐ 熊本城周辺地域	→「4」へ進む	☐ 水前寺周辺地域	→「5」へ進む
☐ 江津湖周辺地域	→「6」へ進む	☐ 熊本駅周辺地域	→「7」へ進む
☐ 電車通沿線地域	→「8」へ進む	☐ 白川沿岸地域	→「9」へ進む
☐ それ以外の地域 → 終了です			

4. 大規模屋外広告物の景観形成基準(熊本城周辺地域)

【①～③地区全体】	
制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。	☐ 煙突上の屋上広告は、掲出しない。
・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。	☐ 歴史的な地区のため自然素材を用いる。 ☐ 建築物とデザインを合わせる。 ☐ その他()
①【熊本城特別地区】	
制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・屋上広告は、掲出しないこと。	☐ 屋上広告は、掲出しない。
・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。	☐ 基調色は、低彩度にする。 ☐ その他()
・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。	☐ 照明は点滅させない。 ☐ 夜間照明の点灯は、「 」時までとする。 ☐ その他()
②【京町台地地区】	
制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・屋上広告の高さは、海拔63mを超えないこと。	☐ 屋上広告は掲出しない。 ☐ 屋上広告の高さは海拔「 」m とする。 ☐ その他()
③【一般地区】	
制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・屋上広告の高さは、海拔55mを超えないこと。	☐ 屋上広告は掲出しない。 ☐ 屋上広告の高さは海拔「 」m とする。 ☐ その他()

・花畑広場(シンボルプロムナード)、電車通り、桜井通りから熊本城天守閣への良好な眺望をさえぎる屋外広告物は掲出しないように努めること。	☐ 眺望をさえぎる屋外広告物は掲出しない。 ☐ その他()
---	---

→終了です

5.大規模屋外広告物の景観形成基準(水前寺周辺地域)

制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・古今伝授の間の前の視点場からの水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。	☐ 視点場からの眺望範囲に屋上広告は掲出しない。 ☐ その他()
・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。	☐ 園内から眺望できる建築物等には掲出しない。 ☐ その他()

→終了です

6.大規模屋外広告物の景観形成基準(江津湖周辺地域)

制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。	☐ 屋上広告は掲出しない。 ☐ その他()

→終了です

7.大規模屋外広告物の景観形成基準(熊本駅周辺地域)

制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・東西の駅前広場及び電車通りの境界から100m以内には、屋上広告(自家用広告物を除く。)の掲出はしないこと。	☐ 100m以内には、屋上広告を掲出しない。 ☐ その他()
・東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。	☐ 駅前広場に面して、立看板、のぼり旗の掲出はしない。 ☐ その他()
・屋上広告は、建築物との一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。	☐ 屋上広告は隣接する建物と高さをそろえる。 ☐ 屋上広告は掲出しない。 ☐ 建築物との一体化を図る。 ☐ その他()
・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。	☐ 街路樹よりも高い位置には掲出しない。 ☐ 建築物と調和させる。 ☐ その他()
・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、樹木との調和を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。	☐ 基調色を低彩度にする。 ☐ 掲出しない。 ☐ その他()

→終了です

8.大規模屋外広告物の景観形成基準(電車通沿線地域)

制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。	☐ 屋上広告は隣接する建物と高さを揃える。 ☐ 建築物と一体化を図る。 ☐ その他()
・屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。	☐ 基調色は建築物と同程度の色彩とする。 ☐ その他()

→終了です

9.大規模屋外広告物の景観形成基準(白川沿岸地域)

制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
・大甲橋から上流を眺望する場合に、兩岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。	☐ 樹木より高い位置に掲出しない。 ☐ 建植は掲出しない。 ☐ その他()
・川に向けての掲出を避けるように努めること。	☐ 川に向けて掲出しない。 ☐ その他()

→終了です

10. 特定施設届出地区の景観形成基準

項目	制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
基本事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。	☐ 掲出位置に配慮する。 ☐ 掲出規模を小さくする。 ☐ 掲出位置や規模、意匠や色彩をガイドラインに沿ったものになっている。
位置	・建植広告は、建築物と調和を保つと同時に、沿道において統一性のある位置とするように努めること。	☐ 建植広告は建築物と調和させる。 ☐ 沿道において、突出し過ぎない位置にする。 ☐ 建植は掲出しない。 ☐ その他()
外観	・屋外広告物は、可能な限り総量をおさえ、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。	☐ 総量は、「 」㎡とする。 ☐ 複数ある場合は大きさを揃える。 ☐ 複数ある場合は集合化する。 ☐ その他()
色彩	・配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色彩との調和に配慮すること。	☐ 配色数は、「 」色とする。 ☐ 建築物や周辺の色彩に調和させる。 ☐ その他()
緑化	・建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。	☐ 建植広告その他の工作物の根元を緑化する。 ☐ 対象が無い。 ☐ その他()
その他	・まち並みをすっきりさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。	☐ のぼり、ぼんぼり等の設置間隔を広く取った。 ☐ のぼり、ぼんぼり等の数を減らした。 ☐ のぼり、ぼんぼり等を設置しない。 ☐ その他()

→終了です

11. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成基準

項目	制限の内容	具体的な計画及び配慮すること
基 本 事 項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。	☐ 掲出位置に配慮する。 ☐ 掲出規模を小さくする。 ☐ 掲出位置や規模、意匠や色彩をガイドラインに沿ったものになっている。
位 置	・同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。	☐ 屋外広告物の効果を検討し、設置数を「 」個とする。 ☐ 表示面積を少なくする。 ☐ 景観に調和した掲出位置とする。 ☐ その他()
色 彩	・掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。	☐ 隣接する相互において統一を図る。 ☐ その他()
	・ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。	☐ 照明広告は夜間状況を確認し、ドライバーや歩行者、周辺住民にとって、まぶしくないよう配慮する。 ☐ 照明は無い。 ☐ その他()
	・蛍光塗料は使用しないよう努めること	☐ 蛍光塗料は使用しない。 ☐ その他()
外 観	・屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、さらに壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。	☐ 屋上広告の支持物が見えないように設置する。 ☐ 屋上広告は無い。 ☐ その他()
	・壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。	☐ 下地の色を壁面と合わせる。 ☐ その他()
	・突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。	☐ 複数の突出広告物の設置位置を統一する。 ☐ 突出広告は無い。 ☐ 突出広告は建物の高さを超えず道路に出ない。 ☐ 形状、意匠、色調等を統一する。 ☐ その他()
材 料	・しっかりした材質のものを使用し、よごれ、たい色、破損等により周辺の景観との調和をみださないよう務めること。	☐ 材質は耐候性、耐久性のある素材を使用する。 ☐ その他()
そ の 他	・窓面利用広告、テント広告、広告幕、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出ししないよう努めること。	☐ 窓面利用広告、テント広告、広告幕、のぼり、ぼんぼり等は掲出ししない。 ☐ その他()
	・広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。	☐ 広告塔の高さ、形状等の統一を図る。 ☐ 広告塔は設置しない。 ☐ その他()

